

○環境省告示第二十四号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年<sup>総</sup>通商<sup>理</sup>省<sup>府</sup>令第二号）第一条の六第三項の規定に基づき、  
窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十  
月環境省告示第百三十五号）の一部を次のように改正する。  
平成二十三年三月三十一日

環境大臣 松本 龍

別表第一整理番号二の項中「二〇〇」を「一二〇」に改め、同項備考欄を次のように改める。

総面積が五〇m以上の豚房施設を有するものにあつては、第三欄の(1)の値は、二〇〇とする。

別表第一整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改  
め、同表整理番号一〇二の項中「一五〇」を「一二〇」に、「一一〇、一二〇、一一〇、一二  
〇〇」を「七〇〇、八〇〇、七〇〇、八〇〇」に改め、同表整理番号一〇八の項備考欄(一)中「六〇〇  
〇」を「五三〇〇」に改め、同項備考欄(三)中「六〇〇〇」を「五〇〇〇」に改め、同項備考欄(四)中「  
一五〇」を「一二〇」に改め、同項備考欄(七)中「二六〇」を「一二〇」に改め、同表整理番号一〇九  
の項中「六〇」を「五〇」に、「三四〇」を「三〇〇」に改め、同表整理番号一一一の項中「六〇」  
を「四五」に改め、同表整理番号一二二の項中「一四五」を「一三〇」に改め、同表整理番号一二五  
の項中「二七五〇」を「一八〇〇」に改め、同表整理番号一二七の項中「五五」を「四〇」に改め、

同表整理番号一二〇の項中「七〇」を「六五」に改め、同表整理番号一三六の項中「六五」を「三五」に改め、同表整理番号第一四六の項中「五五」を「五〇」に改め、同表整理番号一八六の項窒素含有量(単位リットルにつきミリグラム)欄中「四〇」を「二五」に改め、同表整理番号二〇二の項中「一二〇」を「九〇」に改め、同表整理番号二〇三の項中「四五」を「四〇」に改め、同表整理番号二〇四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表整理番号二〇五の項中「電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改める。

別表第二整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表整理番号二〇四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表整理番号二〇五の項中「電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改める。

### 附 則

- 1 この告示は、公布の日から適用する。
- 2 都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量

を除く特定排出水の量に係る  $C_n$ 、 $C_{n0}$  及び  $C_{ni}$  の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲に  
ついては、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの  
間は、なお従前のおりとする。

